

あおもり子育て応援わくわく店シンボルマーク取扱要綱

(目的)

第1条 あおもり子育て応援パスポート事業の周知及び普及・定着を図る活動する際に使用するシンボルマークを「あおもり子育て応援わくわく店マーク」として定め（以下「わくわく店マーク」という）、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(わくわく店マーク)

第2条 わくわく店マークは、別記1のとおりとする。

2 わくわく店マークを使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) サイズを拡大し、又は縮小するときは、縦横の比率を維持すること。
- (2) カラー印刷をするときは、原図の配色を変更しないこと。
- (3) わくわく店マークのデザインと企業、商品等のイメージが同一化するような使用をしないこと。
- (4) わくわく店マークのデザインを自己の者として商標又は意匠に使用、登録等をしていないこと。
- (5) 青森県がデザインの使用に関し調査を行う場合は、報告を求められた内容を回答すること。また青森県に提出を求められた制作物及びその他資料を提出すること。

(使用基準)

第3条 あおもり子育て応援パスポート事業に参加し、あおもり子育て応援わくわく店として協賛している民間事業者、あおもり子育て応援パスポート事業の周知及び普及・啓発する市町村等自治体は、わくわく店マークを使用することができる。ただし、以下の場合は使用を認めない。

- (1) 第1条の目的に合致しないなどわくわく店マークを商品化する場合その他営利を目的として使用する場合
 - (2) 青森県の信用や品位を損うと認められる場合
 - (3) 政治活動又は宗教活動に利用する場合
 - (4) その他わくわく店マークの使用が不適當であると県が認める場合
- 2 民間事業者がわくわく店マークを使用する場合は、別記2に掲げる文字のうちいずれか一つを併せて表記するものとする。民間事業者は、別記2以外の文字列を併せて表記する場合は、あらかじめ県に協議しなければならない。

(使用料)

第4条 わくわく店マークの使用料は、無料とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、青森県が別に定める。

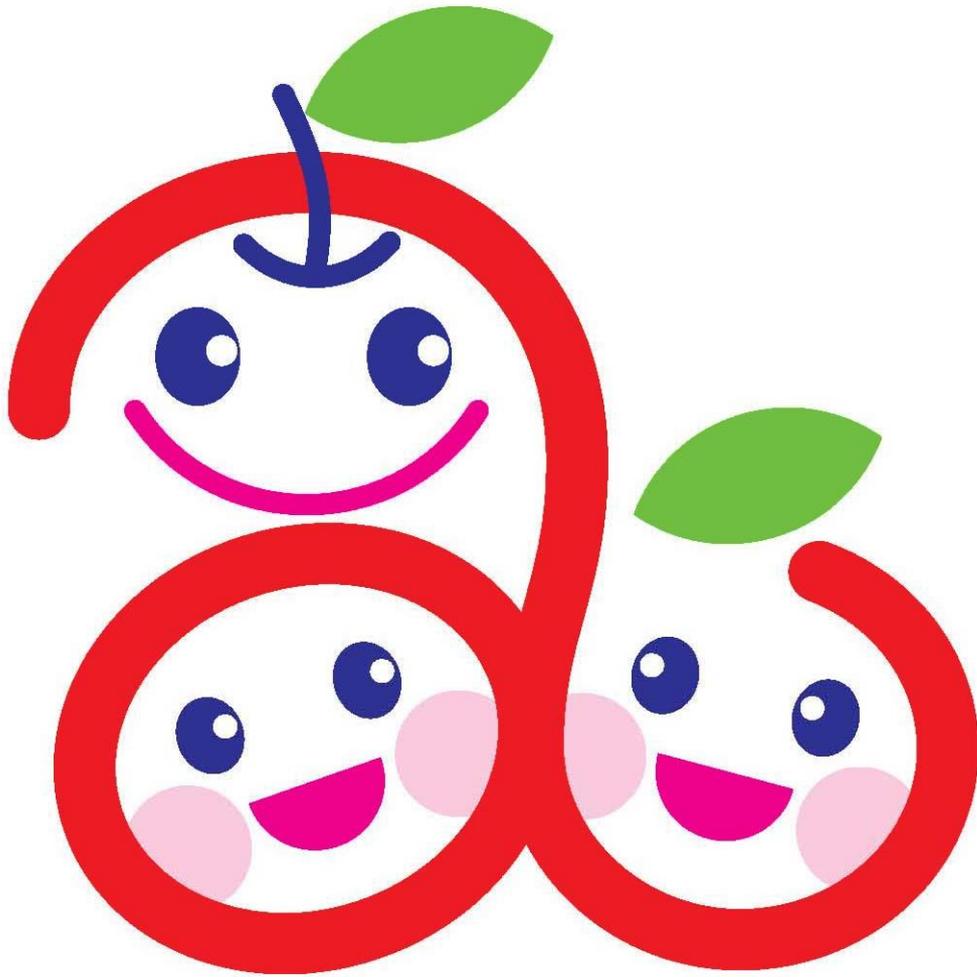
附 則

この要綱は、平成27年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記1 わくわく店マーク（第2条第1項関係）



別記2 民間事業者が使用する場合に併せて表記すべき文字列（第3条2項関係）

あおもり子育て応援わくわく店

あおもり子育て応援パスポート事業協賛店舗

あおもり子育て応援パスポート事業に協賛しています。

あおもり子育て応援パスポート事業を応援しています。